訪問介護事業所　様

通所介護事業所　様

総合事業に関するお知らせ～平成30年4月1日以降の事業所指定について～

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と言います。）は、明和町においても平成29年4月から開始しました。

この制度改正のため、全ての介護予防訪問介護と介護予防通所介護の事業所は平成29年度末（平成30年3月３１日）で強制的に県指定から外されます。

したがって、平成30年度以降も要支援・事業対象者の方にサービスをご提供いただく場合は、総合事業の事業所として必ず明和町の指定を受ける必要があります。

現在、事業所の皆様は、総合事業の

「①みなし指定（現行相当）」又は「②新規指定（現行相当又は緩和型Ａ）」

を受けている状況です。

現在「①みなし指定（現行相当）」において、要支援・事業対象者にサービス提供を実施している事業所は全て申請が必要となります。手続きがない場合は、サービス提供しても一切その報酬は受けられません。

（平成２７年４月１日以降の開設事業所等で、すでに「②新規指定（現行相当又は緩和型Ａ」による明和町の総合事業の指定を受けている事業所は今回申請の必要はありません）

「みなし指定」とは：　総合事業は平成２７年４月１日施行の介護保険法の改正により平成２７年４月１日に事業が実施されるものです。しかし各市町が実情に合わせた多様なサービスが提供できるこの法改正は、平成３０年３月３１日までの経過措置として、実施の猶予期間が設けられています。このため、平成２７年３月３１日時点で介護予防通所介護・介護予防訪問介護の指定を受けている事業所は、全ての市町において、経過措置として総合事業の指定をすでに受けたものとみなされます。しかし、この「みなし指定」の有効期間は、平成２７年４月から３年間（平成３０年３月３１日）となるため、みなし指定の事業所は平成３０年４月以降サービスを提供する場合、それぞれの市町への申請が必要となります。

申請受付：平成３０年１月２９日（月）～平成30年２月２８日（水）

上記期日後も随時申請は可能ですが、町・県・国保連との３者間のデータ互換処理が間に合わず、４月分以降の報酬請求に間に合わない可能性があるため、提出はお早めにお願いします。

担当窓口：明和町　長寿健康課　高齢者福祉係

TEL 0596（52）7116　　FAX 0596（52）7117

指定申請　留意事項

１）指定（更新）申請受付期間

　　　（通常の提出期限は事業開始（指定更新日）の１ケ月前ですが、）

　　　**特例として、**

**平成３０年１月２９日（月）～平成30年２月２８日（水）となります**

２）加算届

　　　（通常は算定開始月の前月１５日必着ですが、）

　　　特例として、

平成３０年４月から算定を開始するものは、３月３１日まで受け付けします

（利用者への同意や説明は、サービス提供までにおこなってください）

３）申請に必要な添付書類は、既に三重県等に提出されている場合であっても、提出が必要です。

４）登記簿謄本については、１法人で複数の事業所指定を受ける場合には、１事業所において原本提出。２事業所目からは、原本証明を行ったうえで、「写」の提出も可能。

５）明和町以外の保険者の利用者がいる場合は、利用者の保険者に指定の手続きについて確認してください。保険者によって、手続きの方法、基準等が異なる可能性があります。

６）定款について

　　　定款変更に時間を要する事業所については、現時点での定款を提出し、変更後、変更届出書と併せて提出してください。

７）訪問型サービスにおいて、「訪問型サービス（現行相当）」と「訪問型サービスＡ」を一体的に行う場合、指定申請書は共通とします。

８）サービスコードについて

　国から、報酬改正の詳細が示されていないため、３～４月頃になると思われます。

９）介護職員処遇改善加算提出について

　　国から、報酬改正の詳細が示されていないため、３～４月頃提出になると思われます。

１０）事業所番号の付番について

　全ての事業所に「２４A」で始まる新たな事業所番号の付番が必要となります。

Ｑ＆Ａ

1）伊勢市にある事業所です。明和町の利用者がいますが、申請の手続きは必要ですか？

⇒町外であっても、明和町の利用者がいるので必ず必要です。今回の申請を行ってください。

※明和町内の事業所で、他市町の総合事業のサービスの利用者がみえる場合は、利用者の当該市町に直接お問い合わせください。

2）平成25年4月1日に通所介護の事業所指定（介護予防も）をとりました。指定6年間のため、平成30年度末まで指定期間があると思うのですが？

⇒通所介護は、その通りです。しかし制度改正で、介護予防通所介護の事業所指定は、強制的に平成29年度末で失効します。平成30年度以降も総合事業をサービス提供する場合は新規指定申請を出してください。

3）平成25年4月1日に通所介護の事業所指定（介護予防も）をとりました。今回総合事業の申請をしたら、次回の指定更新申請はいつですか？

⇒県が行う通所介護の事業所指定と時期を合わせます。つまり、要介護の方が利用する通所介護が平成30年度末まで指定があるため、今回の総合事業の指定も平成30年度末までとします。次回以降は、県同様6年ごとの更新となります。（地域密着型通所介護も、同様の考え方です。）

４）新規指定申請か、更新指定申請か、どちらの申請を行えばよいですか？

　次の表を参考にしてください

|  |  |
| --- | --- |
| サービス内容 | 手　続　き |
| みなし指定（現行相当）、又はこれから新規開設を希望する場合 | 新規指定申請をご提出ください必要書類をホームページからダウンロードしてください。 |
| 既に指定（現行相当又は緩和型Ａ）を明和町から受けている場合 | 更新指定申請をご提出ください　（総合事業について、すでに明和町の指定を受けている場合）　必要書類をホームページからダウンロードしてください。 |

５）定款での「総合事業」の表記について、具体的にどうすればよいか？

⇒次の表を参考にしてください。

なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人におかれては、定款変更の前にそれぞれの所管官庁に必ずご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 現在の定款での表記（例） | 定款記載内容の変更（追加）の必要性 |
| 老人居宅介護等事業 | 定款を変更する必要はありません。※「老人居宅介護等事業」は老人福祉法に基づくもので、第１号訪問事業を含んでいます。 |
| 老人デイサービス事業 | 定款を変更する必要はありません。※「老人デイサービス事業」は老人福祉法に基づくもので、第１号通所事業を含んでいます。 |
| 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 | 「介護保険法に基づく第１号事業」などの表現を追加するよう、定款を変更してください。※「介護保険法に基づく介護予防サービス事業」は、第１号訪問事業と第１号通所事業を含んでいません。　　（下記表参照） |

＜介護保険法に基づく各種サービスの定款への事業名の記載について＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス名 | 定款への記載 | 介護保険法の条項 |
| 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売 | 介護保険法に基づく居宅サービス事業 | 第８条第１項 |
| 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 | 第８条第14項 |
| 居宅介護支援 | 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 | 第８条第21項 |
| 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 | 介護保険法に基づく施設サービス事業 | 第８条第23項 |
| 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売 | 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 | 第８条の２第1項 |
| 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 | 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 | 第８条の２第14項 |
| 介護予防支援 | 介護保険法に基づく介護予防支援事業 | 第８条の２第18項 |
| 第１号訪問事業、第１号通所事業、第１号介護予防支援事業 | 介護保険法に基づく第１号事業 | 第115条の45第１項 |

居宅サービスや地域密着型サービスなどの事業者指定を受けるにあたっての定款への記載方法について、以下の通り記載例を提示しますので参考にしてください。

※　定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更につい

てご相談ください。（株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません。）

（三重県国民健康保険連合会）2017年11月の説明資料より抜粋

**１．介護予防・日常生活支援総合事業について（文中の一部を追加・修正）**

（1）介護予防・日常生活支援総合事業みなし指定の終了について

○ 平成27年3月末時点で介護予防にかかる訪問介護及び通所介護のサービスの指定を受けていた事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業のみなし事業所として、訪問型・通所型のみなしサービスを行ってきた。

○ みなし指定有効期限は原則平成30年3月末までであるが、市町の条例等で、最大で平成33年3月末まで有効期間を定めることができるとされた。

○ しかし、本県ではすべての保険者において、みなしサービスの指定を延長せず、平成30年4月サービス分より独自サービスに移行することとされた。

|  |  |
| --- | --- |
| 平成30年３月サービス分まで | 平成30年４月サービス分から |
| 訪問型サービス（みなし）…Ａ１介護予防訪問介護…６１ | 訪問型サービス（独自）…Ａ２（予定）※緩和型Ａについては、Ａ３を予定。 |
| 通所型サービス（みなし）…Ａ５介護予防通所介護…６５ | 通所型サービス（独自）…Ａ６（予定） |

○ また介護予防にかかる訪問介護サービス及び通所介護サービスについても、平成30年3月末をもって総合事業に移行することになる。

※現行サービスに相当するＡ１とＡ５、予防の６１と６５は、４月以降に独自サービスＡ２とＡ６に代わる予定です。

（2）総合事業にかかる事業所の指定について

○ みなし指定を受けている事業所が平成30年4月以降総合事業のサービスを提供する場合は、保険者において新たに総合事業の指定、事業所番号の付番が必要となる。

○ 平成30年4月以降、総合事業のサービスを提供する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成30年3月まで | **平成30年4月から** |
| 事業所番号（10桁） | 247xxxxxxx | **24Ａxxxxxxx** |

○ 本会（県の国保連合会）としては、事業所指定後、請求にかかるＩＤ・パスワードの発行、支払口座等情報の登録を行うため、平成30年4月サービス分からの円滑な移行に向けて、早期の事業所番号の指定等変更手続をお願いしたい。

○ 平成30年4月以降の総合事業にかかるサービスコードについては、平成30年3月介護報酬改定の告示後、本会よりサービスコードの提供依頼を行うため、各保険者において準備等をお願いしたい。